

# 自治会館使用規程

## 第1条（目的）

本規程は美しが丘中部自治会館（以下、「会館」）を公平、且つ、有効に使用する為、定めたものである。

## 第2条（会館の管理運営）

会館の管理運営には自治会長、副会長、会館担当理事が従事し、会館担当理事は会館の管理運営責任者として下記職務を担当する。

- (1) 会館の具体的運営、並びに、建物、備品の管理
- (2) 事務局が日常行なう会館及び自治会事務の指導、監督
- (3) 会長が不在等の場合、会長の代理として会館使用可否を決定

## 第3条（使用申し込み）

- ① 会館（除、2階談話室）を使用する者は、次の要件に従い、所定の「会館使用申込書」を事務局へ提出し、その承諾を得なければならない。2階談話室を使用の場合は、会長の許可を得ることとする。
  - (1) 申込者は、満20才以上の会員で使用責任者に限る。
  - (2) 申し込みは原則として、使用の1ヶ月前から受け付ける。
  - (3) 申込後の取り消しは、使用の1週間前迄に届け出ること。
- ② 定例的に会館の使用を希望する会員による同好会、親睦会等については、年一回、年間使用計画の提出を求め、会員が公平に使用出来る様調整する。
- ③ 中学2年生以上の未成年者のみによる会館使用については、下記条件を満たした場合に特例として認める。
  - (1) 使用目的は学校行事の打ち上げ、地域の小中学校の同窓会、送別会等に限る。
  - (2) 使用者に中部自治会員の子弟、又は、美小卒業生/美中在籍・卒業生が含まれていること。
  - (3) 参加者名簿を事務局へ提出し、会長の事前許可を得る。
  - (4) 保護者の責任に於いて使用開始時刻・終了時刻を取り決め、生徒代表と保護者代表が事前に事務局から順守すべき事項の説明を受ける。第4条に定める会館使用時間以外の時間に使用する場合は、保護者が会館の鍵を預かり、2階で待機する。

## 第4条（使用時間）

会館は午前9時開館、午後5時閉館とし、会員等による使用時間は午前9時半から午後4時半迄とする。但し、予め会長の許可を得た場合は、この限りではない。

## 第5条（休館日）

会館の休館日は次の通りとする。但し、予め会長の許可を得た場合は、この限りではない。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日（振替休日については、定例的に使用申し込みをしている同好会に限り、会長の許可を得た場合に使用可。）
- (3) 夏休み（8月10日から16日まで）
- (4) 年末年始（12月28日から翌年1月6日まで）

## 第6条（使用の優先順位）

会館使用の優先順位は、使用目的に基づき次の通り定める。

- (1) 自治会活動、自治会主催行事、及び会長が優先使用の必要を認めた行事
- (2) 会員による告別式（含、通夜）
- (3) 会員による同好会、親睦会等の活動
- (4) 近隣自治会からの使用希望

## 第7条（使用の否認）

会館使用目的が次の何れかに該当する場合は、その使用を認めない。

- (1) 特定の政治活動、又は、宗教活動等を目的とする場合
- (2) 営利を目的とする場合
- (3) その他、会長が不相当と判断した場合

## 第8条（使用料）

会館、及び備品の使用については、別表に定める使用料を徴収する。

但し、自治会活動、自治会主催行事、及び会長が必要と認めた行事の為の使用は無料。

## 第9条（使用上の注意）

会館の利用者は会館の使用に当たり次の注意事項を厳守し、その使用により生じた問題については、一切の責任を負うものとする。

- (1) 保安上危険又は有害な物は、持ち込まないこと。
- (2) 騒音を防止し、近隣居住者に迷惑を掛けないこと。
- (3) 火災等の事故防止に万全を期すること。
- (4) 事務局の指示に従い、使用後は責任をもって整理、清掃、戸締り等を行なうこと。
- (5) 会館内収納場所を同好会、親睦会等の所有物の保管場所として利用することは、原則として認めない。会館にて保管することを希望する場合は、個別に会館担当理事と協議すること。

（附則）本規程の改定は理事会の承認を要する。

（昭和 55 年 5 月 25 日 制定）

（昭和 57 年 1 月 1 日 改定）

（昭和 60 年 3 月 24 日 改定）

（昭和 62 年 3 月 22 日 改定）

（平成 3 年 11 月 1 日 改定）

（平成 9 年 10 月 4 日 改定）

（平成 10 年 10 月 31 日 改定）

（平成 11 年 9 月 23 日 改定）

（平成 14 年 9 月 14 日 改定）

（平成 25 年 12 月 7 日 改定）